



ふくろうニュース

「消費者ネット広島 2014 年度 定時総会&記念講演」

No.23

2014.7.22 発行

6月21日(土) 13:30~16:30

のべ80名の方に参加いただき、広島YMCA コンベンションホールにて開催しました。

●2014年度定時総会

総会では、吉富理事長が開会の挨拶で消費者ネット広島は、法人設立から11年目になった、適格消費者団体としては、2回目の更新をして7年目となり、昨年は2件目の差止訴訟を提起し、現在も係争中であるとの報告をしました。

また、「消費者被害集団的回復裁判手続特例法」が昨年末に成立し、3年内に施行される。この訴訟を担うことができる「特定適格消費者団体」の認定要件の中に経理的基礎があり、財政基盤を強化する必要がある。消費者ネット広島は会員数は多いが財政基盤が弱い。ワーキングチームを作り、会費の在り方について、検討ていきたいとの報告をしました。

来賓として、広島弁護士会の船木孝和会長より、適格消費者団体消費者ネット広島が、広島で認知され、根付くことを応援したいとのお言葉をいただきました。

その後、宗山隆幸事務局長が、2013年度事業報告ならびに活動決算(第1号議案)について提案しました。

続いて、岡村信秀副理事長が2014年度事業計画ならびに活動予算(第2号議案)について提案しました。



続いて、木村豊副理事長が定款変更(第3号議案)について提案し、全議案、賛成多数で可決されました。

最後に、木村豊副理事長より閉会の挨拶でお年寄りや若い人が消費者被害に遭わないための啓発活動が消費者ネット広島を知っていただく重要な活動であると報告をしました。

●第12回定期総会 記念講演

今回の記念講演では、後を絶たない高齢者を狙う消費者被害の問題について、広島県警察本部の情報官をお招きし、最近の特殊詐欺の手口や防ぎ方についてご講演いただくとともに、広島県社会福祉協議会の地域見守り活動についての取組報告をリレー形式で行いました。また、広島弁護士会「消費者一座」による寸劇も行われました。

「特殊詐欺の現状と対策」

講師：広島県警察本部 減らそう犯罪情報官 西原 啓二様

昨年の特殊詐欺の被害額は過去最高となり、高齢者の被害が最も多い。

詐欺の手口は日々新しくなっているため、情報を入手し、防犯意識を高め、防犯行動につなげることが被害防止には有効である。

「なりすまし詐欺」「架空請求詐欺」「還付金等詐欺」等の手口の紹介、「還付金等詐欺」でのATMの振り込み画面の説明をパワーポイントを使い、分かりやすく説明され、「この講演を聞かれた皆様が、地域の高齢者等に口コミで広めていただき、特殊詐欺被害防止の推進につなげて欲しい」と力説されました。



「ネットワークで詐欺被害を無くそう！」

～社協がすすめる日常生活圏域での見守り・相談ネットワーク～

講師：広島県社会福祉協議会 事業部長（兼地域福祉課長） 上田 正之様

独居、高齢者のみの世帯は増え続け、これまでの行政依存型社会は限界にきている。

自己中心・孤立型社会から、互助・協働型社会へと転換が必要で、そのために、社協では、サロン、福祉サービス利用援助事業（通称「かけはし事業」）等、様々な取組を行っている。新規事業として、地域サロン等を活用した「ご近所サロン De 詐欺防止」事業によって、近隣による相談見守り体制を整えることを目指している。

ネットワークとは単なる集まりではなく、あるものを持ち寄り、足らざるものをお互いが補い合うことで、目的達成がより確実なものになるための協働作業。また、それぞれの活動が幾重にも重なり合った網の目のようにあるべき。

「主人公は当事者、そのためにより良い支援をネットワークで実現しましょう。」と締めくくられました。



寸劇「防ごう！減らそう！消費者被害」

～ 広島弁護士会「消費者一座」の皆さん

場面は、すぐ～る社の内定研修会！

特定商取引法と言う言葉が大嫌いな社長のもと、悪質な模擬営業が続く。

法学部出身のM君はすぐ～る社が悪質事業者だと見抜き会社を辞めるが、その後、実家に帰省すると、家族がすぐ～る社の悪質商法の被害に！

M君の家族はクーリングオフで難を逃れたが、他の多くの被害者は？と心配するM君。

そこで、消費者全体の利益のために、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項の使用及び不当な表示、特定の取引における不当な行為に対して差止請求ができる適格消費者団体「消費者ネット広島」に連絡。「消費者ネット広島」はすぐ～る社に対して、改善申入れを行う。被害の未然防止、拡大防止につながり、M君も安心！

消費者一座の皆様の熱演、新旧織り交ぜたギャグの連発で会場は大いに盛り上りました。



「消費者塾・消費者劇をぜひご活用ください！」

広島弁護士会消費者問題対策委員会副委員長（消費者ネット広島 監事）仲田 誠一

広島弁護士会消費者問題対策委員会副委員長の仲田誠一と申します。当委員会は、消費者問題の解決に取り組んでいる広島弁護士会内の委員会です。消費者ネット広島とも協力関係にあります。

さて、今回は、当委員会の「消費者塾」、「消費者劇」を宣伝させていただきます。後を絶たない消費者被害を防ぐ一番の方策は、消費者の皆さんに「かしこい消費者」になっていただくことです。先般施行された消費者教育推進法でも地域や教育現場での消費者教育の充実が必要であると謳われているところです。これを受け、当委員会は、弁護士による講師派遣を「消費者塾」、消費者問題に関する寸劇上演を「消費者劇」と銘打って、積極的に弁護士を派遣しております。これまでも、学校、老人会を始めとする各種団体の会合、あるいは様々な催し等に呼んでいただきました。費用の方は、学校への派遣は無料、学校以外への派遣は有料（講師派遣であれば1時間1万円が目安です）となっています。

「わかりやすく、楽しく、消費者問題を考えていただく」ことをモットーに、お話する内容やテーマ等もご希望に沿って用意させていただいております。ぜひ皆さんも、授業の一環として、あるいは何かの集まりの催し（規模は問いません）として、「消費者塾」「消費者劇」を活用してください。みんなで被害に遭わない「かしこい消費者」になりますよう。

お申し込み先・問い合わせ先：広島弁護士事務局 082-228-0230

私と悪徳商法（その5 終わりに）

弁護士 山田 延廣

以前述べたが、私が弁護士となった30数年前は、サラ金の全盛時であった。借主のところに押し掛け、怒鳴る、テレビ・冷蔵庫などを勝手に持ち帰る……無法のやりたい放題で、このサラ金被害がなくなるとは到底思えなかつた。

それ以後、消費者事件等の解決のために東奔西走してきたが、何時も考え込むことは、「どうして人は悪徳商法等に騙されるのか?」、「何時になつたら悪徳商法がなくなるのか?」ということだった。

それで、31期弁護士が中心となり最初に作った冊子は「賢い消費者になるために」と題されていた。この題につき、「まるで、消費者は賢くないものとして見ている。」「上から目線である」などと批判された。しかし、私は、弁護士として、消費者、貧困、労働、犯罪、平和などの各社会分野の問題に関係すればするほど、「人はそんなに賢くない」と思うようになった。

楽をしてお金が儲かるのであれば、それに大いなる魅力を感じるし、お金がなくて生活苦になれば、手っ取り早くお金を手に入れたいと思う。何か嫌なことがあれば何処かに逃避したいと考え、何らかの罪を犯したり病気になれば、その時は一生懸命、自らの生活態度や性格を反省するが、しばらく経てば直ぐ忘れてしまう。平和も戦争という悲惨な代償の下にあることも思い起こすこともできないし、人がいじめで苦しんでいても、自分が被害を受けることになるのであれば、知らぬ顔してそっとしておく。これが普通の人の生きる有様である。弁護士として偉そうに言っている自分自身にもこれのほとんどが当てはまる。

そうなのだ。人間は、猿よりは少しあは偉いかもしれないがそれほど偉くなくて、まだまだ発達途上の動物なのだ。悪徳商法を行ったり、権力や利益を独占している人々は、この人の弱みを知り尽くしてこれに乗じているに過ぎないのでないのか。これが、私の現時点における弁護士活動によって得た結論である。

そうであれば、騙された人を非難するよりも、これに乘じて人を騙しているくせ、「自己責任」等と言って責任逃れをしている人をもっと非難する必要があるし、人々は、「他人をもっと疑わなければならぬのでは……」と思う。親も学校も、「他人と仲良くしましょう。」「人の言うことをよく聞きなさい。」だけではなく、「人を疑いなさい。」「人は生まれてからは孤独なのですよ。」と教えなければならないのではないか。

そうすれば、もっと、疑い深くなり、自分の頭で考え始め、他人の情報、報道や権力に簡単に騙されなくなるであろう。孤独が当たり前のものと考えれば、逆に、親身になって助けてくれる人の存在やその価値の重さを知るに違いない。そして、自らが人の助けに感謝すれば、少しだけでも他に恩返ししようという気持ちも沸いてくる。人の評価は、地位やお金だけではないことも知る。

最初に述べた、到底、無理だと思っていたサラ金規制も、2010年に年20%の上限規制がなされ、サラ金被害がほとんどなくなってきた。私にとっては夢のような出来事で

ある。被害者らは、自らの境遇を諦めず、「ちょっとだけでも恩返ししよう」とお互に助け合って社会に訴え続けた結果だと思う。

そうなのだ。人権（生活）を守るとか、人権（生活）を向上させることとは、そんなに大々的なことではなく、自らが不便だと感じたり、社会的に許されるべきではないと感じた人が、ちょっとずつ意見や行動を起こし、それが世の中に徐々に反映されて積み重ねられ、そして社会の向上に繋がって行くことになるのだ。

そのためには、バトンリレーのように、この様々な行動を積み重ね続ける次なる後継者が必要であろう。消費者ネットを始め、次代を担う若い人々が、これらの運動を積み重ねてくれることを切に願う。

以上

消費者問題雑感 その4

監事 廣島 敦隆

消費者一座 ガンバレ！

消費者被害の増大傾向に歯止めはかかるっていない。

悪徳業者は次々と新しいだましの手口を考えている。

救済にあたる人たちもお手上げ顔である。

そこに、「消費者一座」なる劇団が弁護士会の消費者委員会に属する若手弁護士を中心に立ち上げられた。面白い劇を披露している。

劇の内容は、消費者が悪徳業者の巧みな手口に見事にだまされること。さらに、対抗策、救済等を示すのである。

元来弁護士はその仕事柄、人前で自分を表現することが好きなので、上手である。そこに台本の上手な書き手が複数登場している様だ。

消費者劇は、消費者被害をなくす為の消費者教育の一環として登場したものだが、教育に速効性を求めるべきではない。

しかし、仲間と劇を練習し上演することは、弁護士の喜びであり、その劇を観てくれる人々を楽しませ、励ますという大きな効用がある。「消費者一座」のさらなる活躍を期待したい。

『消費者ネット川柳』
廣島東竜

にせもの
孫の声でも
うれしいよ

被害者を
自分の親と
したらどう

劇にする
だましの手口
はてもなし

川手三枝子

明日を夢み
買ったマンション

婚活サギ

近くの窓口
行くのが恥かし
相談に

「平成26年度広島市消費者月間事業」に参加しました

5月31日、広島市消費者月間事業が開催され、消費者ネット広島では、「消費生活弁護士相談会」及び「消費者のひろば」への展示ブースへの出展を行いました。



消費生活弁護士相談会は、広島市と共に開催されました

6人の弁護士にご協力をいただき、電話3件、来所16件、計19件の多種多様な相談が寄せられました。

消費者のひろばの展示ブースでは、適格消費者団体がどのような活動を行っているのかを、パネル展示で紹介しました。

また、「見守りねっと」メルマガ登録のお願いのチラシ配布を行いました。



情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

消費者トラブルに関する情報受付を、**毎週火と木の14時から16時については、弁護士等の専門相談員による電話受付**を行っています。

※その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております。

情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

皆様からの情報提供をお待ちしております。



内閣総理大臣認定 特定非営利活動法人 消費者ネット広島

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室

TEL: 082-962-6181 FAX: 082-962-6182

HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>



●事務所はこちらです。

会員どうしの「オシャベリひろば」にお気軽に、お越しください。

